
プロジェクト IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

項目 IFRS 第 16 号の全体的な評価に関する質問に対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）により 2025 年 6 月 17 日に公表された、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に対するコメント・レターにおける対応の方向性について検討を行うことを目的としている。
2. 本資料では、本情報要請における質問事項のうち、質問 1「IFRS 第 16 号の全体的な評価」を取り上げている。

本情報要請の内容

（情報要請の文脈）

3. IASB は、全体として IFRS 第 16 号が意図されたように機能しているかどうかを評価するために、IFRS 第 16 号に関連する利害関係者の見解及び経験を理解したいと考えている。

（情報要請の背景）

4. IFRS 第 16 号は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を示している。当該基準書の目的は、借手及び貸手がリースに関する関連性のある情報を当該取引を忠実に表現する方法で提供することを確保することである。この情報は、リースが企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えている影響を利用者が評価するための基礎を提供する（IFRS 第 16 号第 1 項）。
5. 目的を満たすため、当該基準書は借手がすべてのリースを金融の提供として会計処理する単一の借手の会計モデルを導入した（IFRS 第 16 号は、借手がリースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類するモデルを廃止した。）。ほとんどすべてのリースについて、IFRS 第 16 号は借手に次のことを要求している。
 - (1) 財政状態計算書においてリース資産（使用权資産）及びリース負債を認識する。
 - (2) 純損益計算書においてリース資産の減価償却及びリース負債に係る利息をリース期間にわたって認識する。
 - (3) キャッシュ・フロー計算書において以下についての現金支払を次のように分類する。
 - ① リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動の中に分類する。

- ② リース負債の利息部分に係る現金支払を IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の利息支払についての要求事項に従って分類する。
6. IASB は IAS 第 17 号における貸手の会計モデルを引き継ぐことを決定した。したがって、貸手は引き続き、リースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類し、それら 2 種類のリースを別々の方法で会計処理する。
7. IASB は、IFRS 第 16 号における新しい要求事項の便益とコストを検討し、これらについて IFRS 第 16 号に関する影響分析において議論した。IASB は、IFRS 第 16 号の適用により、借手の資産及び負債のより忠実な表現がもたらされるとともに、借手の財務レバレッジ及び使用している資本に関する透明性が高まるであろうと結論を下した。この情報には次のことが期待された。
- (1) 投資者及びアナリストが借手の財政状態計算書及び純損益計算書に表示されている金額を調整する必要性を減少させる。
 - (2) 借手がリースに関する「非 GAAP」情報を提供する必要性を減少させる。IFRS 第 16 号は、企業が IAS 第 17 号を適用していた時よりも豊かな内容の情報セットを提供し、企業の営業活動に対するより詳細な知見を与える。
 - (3) 資産をリースする企業と資産を購入するために借入を行う企業との間の比較可能性を改善しつつ、これらの取引の間の経済的相違を反映する。
 - (4) リースに関する透明性のある情報を提供し、すべての市場参加者にこの情報に対する同等のアクセスを与える。企業が IAS 第 17 号を適用していた時には、洗練度のより高い投資者及びアナリストのみが、企業が提供した情報を用いて見積りを行っていた。
8. IASB は、重要性があるオペレーティング（オフバランス）・リースを有する企業には、次のことを行うための導入コストが生じるであろうと予想した。
- (1) システム及びプロセスを設定すること（スタッフの教育を含む）
 - (2) リース資産及びリース負債を現在価値ベースで測定するために用いる割引率を決定すること
 - (3) 報告する情報の変更を外部者に伝達すること
9. IASB は、借手が IFRS 第 16 号に従って情報を提供するためにシステムを更新した後は、継続的なコストは IAS 第 17 号を適用して借手に生じていたコストよりも多少高くなるだけであろうと予想した。借手が IFRS 第 16 号を適用するために入手するデータは、IAS 第 17 号を適用するために用いていたデータと同様である。ただし、企業が IFRS 第 16 号を

適用する際に財政状態計算書に認識するすべてのリースについて決定する必要がある割引率は例外である。

(スポットライト)

利用者の見方

10. 利用者からの初期的なフィードバックは、IFRS 第 16 号は意図されたように機能しており、目的を達成し、財務報告を改善したことを示唆している。大半の利用者は、IFRS 第 16 号は借手が使用している資本及び借手の財務レバレッジを評価するために利用者が用いている財務情報の透明性及び質を、特にリースを広範に使用している産業（小売、航空及び電子通信など）において改善したと述べた。これらの利用者は、財政状態計算書におけるリースの認識は、リースが負債類似の取引であるという見解を反映していると述べた。開示に関して、利用者は、より詳細な情報が財務諸表注記に開示されることは、IAS 第 17 号に従って開示されている情報に対する有意義な改善であると述べた。
11. 一部の利用者は、資産をリースする企業と資産を購入するために借入を行う企業のキャッシュ・フローに関して IFRS 会計基準に従って提供される情報は比較可能でないと述べた。一部の利用者は、IFRS 第 16 号で要求されている判断の使用は、場合によっては報告される財務情報の比較可能性を低下させると述べた。しかし、他の利用者の一部は、IFRS 第 16 号は、利用者がリース負債をオペレーティング・リース費用の倍率または将来の最低リース料の現在価値に基づいて見積るために用いていた従前の方法よりも正確な情報を提供していると述べた。多くの利用者が、IFRS 第 16 号とトピック 842 との間での要求事項の差異により、純損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における情報の比較可能性が低下しており、分析の複雑性が増大し追加的なコストが生じていると述べた。
12. IASB は、IFRS 第 16 号により、投資者及びアナリストが借手の報告した金額を調整する必要性が減少すると期待した。少数の利用者はその期待が満たされていると述べたが、他の一部の利用者は、IFRS 第 16 号に従って報告された金額を引き続き調整していると述べた。その理由は、例えば、次のことによるものである。
 - (1) 彼らはリース負債についての見積りを、投下資本に対する経済的リターンを比較するために、リース資産の耐用年数（IFRS 第 16 号に従って決定されたリース期間ではなく）に基づいて行っている。
 - (2) 彼らはリース負債を債務と見ていない。
 - (3) 多くの企業に、調整後の（通常は IFRS 第 16 号適用前の）指標に基づく財務制限条項（新規の債券発行を含む）がある。
13. 多くの利用者は、企業を分析し比較するためのモデルの更新には、特に過去の趨勢に歪みが生じるため、多大な労力を要すると述べた。彼らの分析はさらに複雑となった。IFRS

第 16 号が、当該基準書を導入した借手が複数の経過措置の選択肢、実務上の便法及びオフバランスのリースに係るリース資産の測定方法の選択を認めたからである。

作成者及びその他の利害関係者の見方

14. 規制当局、監査人及び基準設定主体からの初期的なフィードバックは、IFRS 第 16 号は意図されたように機能しており、目的を達成し、財務報告を改善したことを示唆している。
15. 多くの作成者は、当該基準書が目的を達成したのかが不明確であると述べた。IFRS 第 16 号を適用するために高い継続的コストが生じるが、便益は限定的又は皆無と見ているからである。しかし、他の作成者は、IFRS 第 16 号により企業の内部統制及び会計機能と事業機能との間の協調が改善されたと述べた。
16. 多くの作成者は、内部管理目的で、彼らはキャッシュ・フロー計算書及び純損益計算書において表示した財務情報を IFRS 第 16 号の影響を取り消すように調整していると述べた。これらの調整は、これらの作成者の見解では、IFRS 第 16 号に従って表示される情報はリース取引を忠実に表現していないことを示唆するものである（リース関連キャッシュ・フローに関してのこれらの作成者からのより詳細なフィードバックについては、審議事項(3)-5 参照）。
17. 多くの作成者は、IFRS 第 16 号の導入のコストが（予想されたとおり）高いのは、次のことが必要であるためであると述べた。
 - (1) 新しい会計モデルを多くの契約に適用すること
 - (2) 割引率及びリース期間を決定するために重大な判断を適用すること
 - (3) 高価な IT ソリューションを導入すること。一部の作成者は、彼らが IFRS 第 16 号を導入した際には、十分に開発された IT ソリューションが利用可能でなかったと述べた。
18. 一部の作成者は、継続的なコストは合理的であると述べた。しかし、多くの他の作成者は、特にリース負債を測定（又は再測定）する際には、予想より高い継続的コストが生じると述べた（審議事項(3)-6 参照）。一部の作成者は、次のような状況についても、予想より高い継続的コストが生じると述べた。
 - (1) グループ内リース — 作成者は、グループ内リースに関して二重の会計記録を IFRS 会計基準に従って作成する個別（又は単独）財務諸表のために維持し、各報告日現在の連結財務諸表でグループ内リースを消去することのコストの高さに関する懸念を示した。
 - (2) 企業結合 — 作成者は、IFRS 第 3 号「企業結合」を適用して取得したリース契約を認識するためのコストの高さに関する懸念を示した。

19. 一部の作成者は、当該基準書における一部の要求事項の簡素化により、コストと便益のバランスが改善される可能性があるとして述べた。
20. いくつかの懸念はあるものの、大半の利害関係者は IFRS 第 16 号の要求事項の大幅な変更への欲求を示さなかった。大半の作成者は、当初の困難の後に、ほとんどの事項について実務でよく機能する会計方針及びプロセスを開発しており、当該基準書の根本的な変更は変更の便益を上回るような一層の混乱を生じさせる可能性があるとして述べた。

(質問項目)

21. 本件に関する質問は、次のとおりである。

質問 1 — IFRS 第 16 号の全体的な評価

- (a) 回答者の見解では、IFRS 第 16 号はその目的を満たして中心となる原則は明確か。そうでない場合は、明確でないという理由を説明されたい。
- (b) 回答者の見解では、リースに関する財務情報の質及び比較可能性の全体的な改善は、おおむね IASB が期待したとおりであるか。全体的な改善が期待よりも著しく低いという見解である場合には、その理由を説明されたい。
- (c) 回答者の見解では、要求事項の適用並びにその適用の監査及び監督の全体的な継続のコストはおおむね IASB が期待したとおりであるか。全体的な継続のコストが期待よりも著しく高いという見解である場合には、その理由、IASB がこれらのコストをどのように低減させることを提案するのか、及び回答者の提案が IFRS 第 16 号の便益にどのように影響を与えるのかを説明されたい。

IFRS 第 16 号の影響分析は、当該基準書の予想された可能性の高い影響（便益並びに導入コスト及び継続のコストを含む）を記述している。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照¹。

¹ 質問への回答のためのガイダンスには、次のことが記載されている。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関係する IFRS 会計基準書の項を記載している。
- (c) 実際の影響と IFRS 第 16 号の予想された可能性の高い影響との間の重大な相違を説明している。
- (d) これらの重大な相違が、IASB が当該基準書を公表した後の市場の動向によって生じたものかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化したという新たな証拠があるかどうかを説明している。
- (e) 証拠で裏付けられていて、当該事項が重大な影響を有していて広がりがある（8 ページ参照）ことにより、新しい要求事項が意図されたように機能していないことを示唆するほどの重大性のある事項を IASB が識別するのに役立つ。

2024年9月のASAF会議対応において行った予備的な検討

22. 2024年9月に開催されたASAF会議において「IFRS第16号『リース』の適用後レビュー」が議題として取り上げられ、次の点に関して意見が求められた。

- (1) コアとなる目的や原則に関する全体的な評価（質問1）
- (2) コストと便益に関する評価（質問2）
- (3) IASBが対応すべき適用上の課題（質問3）

23. ASBJ事務局では、2024年9月開催のASAF会議における発言案及びIFRS第16号PIRに対する今後のASBJからの意見発信の基礎を形成するために、IFRS適用課題対応専門委員会及びリース会計専門委員会の専門委員に対し、ASAF会議において質問されるであろう項目を取りまとめた質問票により初期的なコメントを依頼した。

24. 寄せられたコメントの概要は、次のとおりである。

- (1) ほとんどの回答者は、IFRS第16号は概ね目的を達成しているものとして評価しており、「影響分析」で示されていた観点（本資料第7項が参考となる。）から有用性は認められるとの意見であった。
- (2) 一方、主に、次の点については、個別に懸念が寄せられた。
 - ① リース期間の判断の困難さと判断の不統一に関する懸念
 - ② セール・アンド・リースバック取引に関する会計処理の複雑さ及び変動リース料の取扱いの一貫性の欠如
 - ③ キャッシュ・フロー計算書の表示

25. 上記のコメントを踏まえ、ASBJ事務局は、次のように整理した。

(f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのか（例えば、ある解決策がトピック842の要求事項とおおむねコンバージェンスされているIFRS第16号の要求事項に影響を与える場合）を記述する。

（略）

監査人、規制当局及び利用者 — 自らが監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

IASBは、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、IFRS第16号の適用（又は当該基準書に従って作成された情報の利用）についての経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

借手においてすべてのリースについて使用権資産及びリース負債を認識し、費用配分について単一の会計処理モデルをとることについては、IFRS 第 16 号は概ね目的を達成しているものと考えられるものの、次の領域については、特に、再検討が必要であると考えられる。

- ① セール・アンド・リースバック取引に係る会計処理
- ② サブリース取引に係る会計処理

事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案

26. 原資産の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を認識するという点について、本資料第 7 項に記載された利用者の観点から、IFRS 第 16 号はその目的を満たしていると考えられ、また、中心となる原則は明確であると考えられる。

一方、リースに関する財務情報の質及び全体的な継続的コストの評価については、次(1)及び(2)を考慮すると、個別の質問におけるコメントの方向性がまとまった段階で改めて検討することが考えられる。

- (1) リースに関する財務情報の質及び全体的な継続的コストの評価については、前項に記載のとおり再検討が必要な領域があり、また、前項①及び②以外にも本情報要請の個別の質問においてコメントを行う可能性があること
- (2) 全体的な継続的コストの評価については、審議事項(3)-6「借手による測定の要求事項の適用のための継続的コスト」の質問においてコメントを行う可能性があること

ディスカッション・ポイント

IFRS 第 16 号の全体的な評価、及び前項に記載の事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案についてご意見を伺いたい。

以 上